

## いまこそジェンダー主流化の再考を

安倍政権は、2013年6月、第三の矢の新たな成長戦略としての「日本再興戦略」を発表した。そのなかでは、「女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻す」とされている。人口減少時代、とくに生産年齢人口が減少するなかで成長の基本となる労働力のことを考えるなら、先進国のなかで低位にある女性の就業率を上昇させなければならないことは当然である。

しかし、具体的に女性の活躍のための推進政策をみると、育児休業期間の3年までの延長、待機児童5年でゼロなど、女性労働者の立場からすれば、それで本当に仕事と生活の両立ができるのかといった不安が積みまとう（DIO2013年7・8月号視点「期待できない『女性の活躍』促進政策」を参照）。

もっといえば、安倍政権の政策は「女性の活躍」を銘打っているが、右傾化とともに、伝統的な保守派の家族主義に戻つつあるのではないかという懸念すら覚える。安倍首相も議論に参加した自民党の憲法改正草案のなかでは、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」という家族の助け合い義務の条文が新設されている。「助け合い」という用語法には、男女役割分業を前提にした家族主義的な考え方がほのみえるが、くわえて保育や介護の社会的な費用を軽減しようという意図があることも見逃せない。

男性稼ぎ主モデルのような固定的な男女役割分業にもとづく家族主義に逆行させないためには、最近あまり聞かなくなった「ジェンダー主流化（gender mainstreaming）」をいまこそ再考し、行動をおこす必要があるのではないだろうか。

ジェンダー主流化とは、1995年に北京で開かれた第4回国連女性会議の宣言と行動綱領に盛り込まれた用語である。この用語は2つの重要な意味をもつ。

ひとつは、それまでのジェンダー理論ないし政策は主として女性のための男女平等の推進にあったが、男

女ともに新しい労働・生活のあり方を実現していくための理念と政策方針を明らかにしようというものである。もうひとつは、ジェンダー関連の政策は特定の政策部局に任されてきたとの反省から、あらゆる政策のなかにジェンダー視点を取り入れようという考え方である。

ジェンダー主流化は、当初、おもに開発途上国における女性の地位改善のための政策原則として採り入れられたが、その後、ヨーロッパではむしろこの用語がジェンダー政策をより発展させるためのコンセプトとして積極的に活用されるようになった。一方、日本はこうした世界の流れから取り残された。その結果はOECDのデータからも明らかのように、男女間賃金格差や保育や介護などの社会サービスに関する公的社会支出をみても、日本はOECD諸国のなかで下位グループに属する。

日本でジェンダー主流化を推進するために必要なのは、まずはジェンダー差別を助長する制度的障壁を取り除くことである。たとえば、第3号被保険者や遺族年金制度などは社会保障分野での実質的なジェンダー差別であるし、いわゆる103万円の壁は税制上の差別である。労働基準法で労働時間の絶対的な上限が規定されていないことは、男性の超長時間労働、女性のパート労働という二分化の根源になっている。こうしたものを放置しておいて、「女性の活躍」などといってもらいたくはない。

連合は今秋から「第4次男女平等参画推進計画」を始動させる。まだまだ多くの障壁があるだろうが、日本において、あらゆる政策のなかにジェンダー視点を盛り込み、男女共通の新しい労働・生活スタイルを実現していくために、労働組合の果たすべき役割は今後ますます大きくなるだろう。

（連合総研主任研究員 麻生裕子）